

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要がある施設の指定の一部改正…………… 27

規

則

北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

北海道市町村振興基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

第2条中「を上限とし、次の各号に掲げる市町村の人口規模に応じ、当該各号に定める額を下限」を「に100分の75から100分の100までの範囲内において知事が定める割合を乗じて得た額を上限」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第9号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.4パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年1月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第152号

目

次

ページ

規 則

○北海道市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課） 9

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 9

告 示

○漁港の区域の変更……………（漁港漁村課） 9

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 11

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 11

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 11

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 12

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 12

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 12

○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の決定……………（維持管理防災課） 12

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 13

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 14

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 21

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 23

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 23

道人事委員会規則

○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則…………… 24

○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則…………… 25

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 26

道人事委員会告示

○職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程の一部改正…………… 26

○不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続に必要な審査請求書その他の書面の様式の指定の一部改正…………… 27

道公安委員会告示

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第2項の規定に基づき指定した漁港について、同条第5項の規定により、その指定の内容を次のとおり変更する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 漁港の名称 神恵内漁港
- 2 種 類 第2種漁港
- 3 所 在 地 古宇郡神恵内村
- 4 漁港の区域

水 域

陸 域

（本港地区）

次のア点を中心として半径1,000mの円内の海面

ア点 北緯43度08分36秒2184
東経140度25分26秒6284

（本港地区）

水域の欄に規定する線、次のイ点から国道229号線の海測線に沿いウ点までを結んだ線並びに両端から各々南西及び南に引いた線及び水際線により囲まれた地域

イ点 北緯43度08分44秒0023
東経140度25分20秒2301

ウ点 北緯43度08分35秒8775
東経140度25分39秒4844

（川白地区）

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海面

ア点 北緯43度13分02秒3458
東経140度19分45秒8233

イ点 北緯43度12分57秒6669
東経140度19分34秒7188

ウ点 北緯43度13分11秒1453
東経140度19分24秒1007

エ点 北緯43度13分15秒6678
東経140度19分34秒8338

（珊瑚地区）

次のア点を中心として半径200mの円内の海面

ア点 北緯43度11分52秒4035
東経140度20分45秒0358

（川白地区）

水域の欄に規定する線、国道229号線の海測線及び水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しょ

（珊瑚地区）

次のイ点からテ点までを順次結んだ線、イ点から300度に水際まで引いた線と水際線により囲まれた地域

イ点 北緯43度11分53秒5231
東経140度20分47秒3768

ウ点 北緯43度11分52秒7179
東経140度20分47秒0229

エ点 北緯43度11分52秒3950
東経140度20分46秒7114

オ点 北緯43度11分52秒1935
東経140度20分46秒4050

カ点 北緯43度11分51秒9038
東経140度20分46秒1598

キ点 北緯43度11分51秒7930
東経140度20分46秒5714

ク点 北緯43度11分51秒7914
東経140度20分46秒9770

ケ点 北緯43度11分51秒7602
東経140度20分47秒0232

コ点 北緯43度11分51秒5831
東経140度20分47秒2129

サ点 北緯43度11分51秒4168
東経140度20分47秒2895

シ点 北緯43度11分51秒3975
東経140度20分46秒8858

ス点 北緯43度11分51秒2040
東経140度20分46秒5662

セ点 北緯43度11分51秒2662
東経140度20分46秒4915

ソ点 北緯43度11分50秒5712
東経140度20分45秒5872

タ点 北緯43度11分50秒3585
東経140度20分45秒9967

チ点 北緯43度11分50秒2778
東経140度20分45秒8993

ツ点 北緯43度11分50秒1949
東経140度20分46秒0307

テ点 北緯43度11分49秒8738
東経140度20分45秒4947

（赤石地区）

（赤石地区）

次のア点からカ点までを順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海面

- ア点 北緯43度09分21秒5617
東経140度24分19秒6666
- イ点 北緯43度09分19秒0675
東経140度24分15秒5911
- ウ点 北緯43度09分20秒1103
東経140度24分10秒6579
- エ点 北緯43度09分24秒3108
東経140度24分06秒5052
- オ点 北緯43度09分25秒5217
東経140度24分08秒9671
- カ点 北緯43度09分27秒4132
東経140度24分12秒0576

水域の欄に規定するア点から同欄に規定するイ点に引いた線、同欄に規定するオ点から同欄に規定するカ点に引いた線、同欄に規定するカ点から同欄に規定するア点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

北海道告示第153号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第155号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河西郡芽室町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、芽室町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市・網走市（国有林。以上2市について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 小樽市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び芽室町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を留寿都村役場の掲示場に掲示した。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成28年北海道告示第109号

2 所在が不明な者 今井 巖、株式会社喜茂別

北海道告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 根室半島線	根室市牧の内146番6地先から 同市牧の内155番1地先まで	平成28. 3. 4

北海道告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 勇足池田線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
中川郡池田町字東台204番1地先	前	13.00mから	800.00m	――
同郡池田町字東台124番1地先		18.00mまで		
	後	16.00mから 19.00mまで	800.00m	――

北海道告示第159号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 河川の名 称 一級河川石狩川水系発寒川

2 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

3 河川管理施設の位置 札幌市北区西茨戸7条1丁目地先（蒼風橋）から同市
北区屯田町1127番地先（紅葉橋）まで
石狩市花川地先（南3条橋）から札幌市北区新川812
番3地先（樽川篠路線ボックス橋）まで

4 管理を行う者の氏名及び住所
氏名 道路管理者 札幌市 代表者 市長 秋元 克広
住所 札幌市中央区北1条西2丁目

5 管 理 の 内 容

(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管 理 期 間 平成28年3月4日から道路の存続する日まで

北海道告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
療養所裏の沢川（Ⅰ－50）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東砥山川（Ⅰ－48）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区砥山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
砥山沢川（Ⅰ－46）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区砥山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
簾舞左1号沢川（Ⅱ－12）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
空沢1号沢川（Ⅱ－13）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
空沢2号右の沢川（Ⅰ－14）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
空沢2号沢川（Ⅰ－15）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
空板沢川（Ⅱ－14）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
板割沢川（Ⅱ－15）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中沢川（Ⅰ－18）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区豊滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌簾舞1（Ⅱ－0－558－2339）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

札幌市南区簾舞、簾舞6条1丁目、簾舞6条2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

療養所下の沢川（Ⅰ－51）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区白川（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

療養所の沢川（Ⅲ－24）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区白川（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

砥山下の沢川（Ⅲ－23）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区砥山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

東砥山左沢川（Ⅰ－49）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区砥山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

八剣山の沢川（Ⅰ－47）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区砥山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

東御料川（Ⅱ－09）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区簾舞（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

簾舞右1号沢川（Ⅱ－10）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

札幌市南区簾舞（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

簾舞右2号沢川（Ⅱ－11）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 簾舞左2号沢川（Ⅲ－07） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 空沢川（Ⅰ－16） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 板割沢左の沢川（Ⅱ－16） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中沢川右1号沢川（Ⅱ－17） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中沢川右の川（Ⅰ－17） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中沢川左の川（Ⅰ－19） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 盤の沢川右1号沢川（Ⅱ－18） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞2（Ⅰ－0－571－2989） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、簾舞6条2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞1条2丁目2（Ⅱ－0－85－85）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞1条2丁目、2条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞1条2丁目3（Ⅲ－0－28－28）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞1条2丁目、2条3丁目、2条4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞2条3丁目（Ⅰ－0－157－157）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞1条2丁目、2条3丁目、2条4丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞3条3丁目（Ⅰ－0－155－155）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞3条2丁目、3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞4条3丁目（Ⅰ－0－156－156）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 札幌市南区簾舞4条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞3（Ⅱ－0－86－86）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞、簾舞2条3丁目、簾舞3条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞5（Ⅰ－0－158－158）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞、簾舞3条3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞4（Ⅱ－0－87－87）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞1条5丁目1（Ⅱ－0－559－2340）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞1条5丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 1 条 5 丁目 2 (Ⅲ－0－29－29)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞、簾舞 1 条 5 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 3 条 5 丁目 (Ⅰ－0－159－159)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞、簾舞 3 条 5 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 6 (Ⅱ－0－88－88)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 8 (Ⅲ－0－31－31)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞、簾舞 4 条 6 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 札幌簾舞 9 (Ⅲ－0－32－32)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 10 (Ⅱ－0－89－89)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 11 (Ⅱ－0－90－90)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 12 (Ⅱ－0－91－91)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌簾舞 13 (Ⅲ－0－33－33)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区簾舞 (次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞14（Ⅲ－0－34－34） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞15（Ⅲ－0－35－35） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞16（Ⅱ－0－92－92） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞17（Ⅱ－0－560－2341） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞19（Ⅱ－0－94－94） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞18（Ⅱ－0－93－93） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞20（Ⅱ－0－95－95） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞21（Ⅱ－0－96－96） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞22（Ⅱ－0－97－97）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞24（Ⅱ－0－H26－001） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌簾舞23（Ⅲ－0－36－36） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊滝1（Ⅱ－0－100－100） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊滝2（Ⅲ－0－39－39） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌定山溪1（Ⅲ－0－45－45） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊滝3（Ⅲ－0－40－40） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊滝4（Ⅰ－0－161－161） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌豊滝5（Ⅰ－0－162－162） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区豊滝（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊滝6（Ⅲ－0－41－41）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区豊滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌小金湯12（Ⅰ－0－164－164）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区豊滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊滝7（Ⅱ－0－101－101）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区豊滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊滝8（Ⅱ－0－102－102）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区豊滝、豊滝2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌豊滝9（Ⅱ－0－103－103）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 札幌市南区豊滝、豊滝2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌定山溪2（Ⅲ－0－46－46）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区豊滝（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌白川12（Ⅰ－0－152－152）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌白川13（Ⅰ－0－153－153）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌白川15（Ⅲ－0－H17－005）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区白川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌白川14（Ⅱ－0－84－84） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区白川（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌砥山1（Ⅰ－0－160－160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区砥山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	札幌砥山5（Ⅱ－0－99－99） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区砥山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌砥山4（Ⅲ－0－38－38） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区砥山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第29号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年3月4日 北海道胆振総合振興局長 小 玉 俊 宏 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借（3台分） 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成28年5月9日から平成33年3月31日まで なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。	

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年3月4日から同月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル
北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 胆振総合振興局第1会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課）
- (2) 入札日時 平成28年3月16日午前11時（送付による場合は、同月15日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年1月5日付け北海道胆振総合振興局告示第1号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburipref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatokouoku.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-24-9566
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 31 set
- B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., March 16, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 15, 2016)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, kaigan-cho, 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9566

北海道宗谷総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月4日

北海道宗谷総合振興局長 赤石 剛 司

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式
- (2) 調達台数及び調達予定数量
- | | | |
|-------------------|-----------|---------|
| ア 複写機等の賃貸借契約（その1） | 2台及び1月当たり | 42,400枚 |
| イ 複写機等の賃貸借契約（その2） | 1台及び1月当たり | 13,000枚 |
| ウ 複写機等の賃貸借契約（その3） | 1台及び1月当たり | 2,100枚 |
| エ 複写機等の賃貸借契約（その4） | 1台及び1月当たり | 660枚 |
- 2 落札を決定した日
- 平成28年2月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(2)のア及びイ
- | | |
|-------|---------------|
| ア 氏 名 | ノグチ事務機株式会社 |
| イ 住 所 | 稚内市末広4丁目1番23号 |
- (2) 1の(2)のウ
- | | |
|-------|---------------|
| ア 氏 名 | 北海ビジネス株式会社 |
| イ 住 所 | 稚内市大黒4丁目6番31号 |
- (3) 1の(2)のエ
- | | |
|-------|--------------|
| ア 氏 名 | オフィス文具株式会社 |
| イ 住 所 | 稚内市潮見4丁目3番8号 |
- 4 落札金額
- (1) 1の(2)のア
- | | |
|--------|---------|
| ア 基本料金 | 64,000円 |
| イ 複写料金 | 3.0円 |
- (2) 1の(2)のイ
- | | |
|--------|---------|
| ア 基本料金 | 32,000円 |
|--------|---------|

- | | |
|--------|------|
| イ 複写料金 | 3.0円 |
|--------|------|
- (3) 1の(2)のウ
- | | |
|--------|---------|
| ア 基本料金 | 29,000円 |
| イ 複写料金 | 2.4円 |
- (4) 1の(2)のエ
- | | |
|--------|---------|
| ア 基本料金 | 10,000円 |
| イ 複写料金 | 3.5円 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成28年1月8日付け北海道宗谷総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第24号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月4日

北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) パーソナルコンピュータ（A地区） 65台
- (2) パーソナルコンピュータ（B地区） 63台
- 2 落札を決定した日
- 平成28年2月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 大丸藤井株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- (2)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
- (1) 4,179,000円
- (2) 4,199,970円
- 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月22日付け北海道教育庁空知教育局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目	
道 人 事 委 員 会 規 則	
行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 平成28年3月4日 北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知 北海道人事委員会規則1－12 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則の分類の一部改正) 第1条 規則の分類（北海道人事委員会規則1－0）の一部を次のように改正する。 本則中「異議の申立て」を「審査請求等」に改める。 （北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正） 第2条 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（北海道人事委員会規則2－23）の一部を次のように改正する。 第31条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。 別記第5号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第6号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第7号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第8号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第11号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め	
る。 別記第14号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第15号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第20号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第21号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第22号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。 別記第23号様式及び別記第24号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定」を「裁決」に改める。 （北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の一部改正） 第3条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則（北海道人事委員会規則2－26）の一部を次のように改正する。 第14条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。 別記第4号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第5号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第6号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第7号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 別記第10号様式末尾欄外1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め	

る。

別記第11号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定」を「裁決」に改める。

（北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則及び職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第4条 次に掲げる規則の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（1）北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（北海道人事委員会規則2-29）別表2の事項の表7の項

（2）職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20-0）第2条第2項

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第5条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第1第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同表第13号中「不服申立て事案」を「審査請求事案」に改める。

（給与の支給に関する規則の一部改正）

第6条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第28条の6の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月4日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則11-23

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道人事委員会規則11-17）の一部を次のように改正する。

題名、第1条及び第2条第5号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(10) 法第49条の3に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求をする場合には、第6条第2項に規定する正当な理由

第6条第3号中「法第49条の3に規定する期間」を「審査請求期間」に改め、同条に次の2項を加える。

2 審査請求期間の経過後において審査請求がされた場合であっても、そのことについて正当な理由があるときは、審査請求期間内に審査請求がされたものとみなす。

3 審査請求書を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（第67条第1項において「郵便等」という。）で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第34条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第1項中「又はその指揮に従わない者の発言を禁止する」を「及び発言がその事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限する」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（遮へいの措置）

第44条の2 審理長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴者の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴者と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 審理長は、前項の措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第55条中「第28条まで」の次に「、第33条、第34条」を、「第43条」の次に「、第44条の2」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第25条第1項中「当事者の一方」とあるのは「当事者」と、第33条中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求者又は処分者」と、第51条第1項中「ときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

第56条第2項第6号中「記録」の次に「（証人の尋問において第44条の2第1項の措置をとったときは、その旨を含む。）」を加える。

第66条中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に、「同条第3号中「法第49条の3」を「同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「審査請求期間」に改め、「第62条第2項」の次に「に規定する期間」を加える。

第67条第1項を次のように改める。

文書の送付は、使送又は郵便等による送付によって行う。

第11章を削る。

第70条中「不服申立て」を「審査請求」に改め、第12章中同条を第69条とする。
第12章を第11章とする。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第 1 項に規定する職員に対する懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。
(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

3 職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20－0）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 3 項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改める。

北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年 3 月 4 日
北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知
北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令
北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
第14条第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第17条の 2 第 1 項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。
附 則
この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道人事委員会訓令第 1 号
庁 中 一 般

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第 2 号
昭和61年北海道人事委員会告示第 1 号（職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程）の一部を次のように改正し、平成28年 3 月 4 日から施行する。
平成28年 3 月 4 日
北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知
別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

北 海 道 人 事 委 員 会

試験施行日

第一次試験 年 月 日

第二次試験 年 月 日

第三次試験 年 月 日

確定年月日 年 月 日

(試験名) (試験区分) 採用候補者名簿

.....

順 位	得 点	氏 名	生 年 月 日	年 齢	受 験 番 号	希 望 庁				希 望 勤 務 地				提 示						任 命 年 月 日	
						第一希望	第二希望	そ の 他 ど こ で も		第一希望	第二希望	そ の 他 ど こ で も		第 一 回		第 二 回		第 三 回			
								可	不可			可	不可	日付	庁	結果	日付	庁	結果		日付

平成28年 3 月 4 日（金曜日）

北 海 道 公 報

第 2 7 6 5 号 26

富川青少年会館	沙流郡日高町富川南1丁目3番16号
平取町振内青少年会館	沙流郡平取町振内町28番地11
新ひだか町青少年会館	日高郡新ひだか町静内山手町2丁目9番1号
浦河町勤労青少年ホーム	浦河郡浦河町築地1丁目5番1号
函館市亀田青少年会館	函館市亀田本町19番21号
函館市青年センター	函館市千代台町27番5号
函館市戸井青少年会館	函館市釜谷町755番地
函館市南茅部青少年会館	函館市安浦町302番地
七飯町勤労青少年ホーム（通称大中山コモン）	亀田郡七飯町大中山3丁目275番地2
森町青少年会館	茅部郡森町字清澄町23番地2
長万部町青少年会館	山越郡長万部町字長万部413番地
せたな町青少年女性研修所	久遠郡せたな町北檜山区北檜山113番地1
せたな町大成青少年会館	久遠郡せたな町大成区都421番地
白井川青少年会館	寿都郡黒松内町字白井川8番地268
比布町青少年会館	上川郡比布町北町2丁目3番1号
士別市青少年会館	士別市東3条4丁目
浜頓別町青少年会館	枝幸郡浜頓別町クッチャロ湖畔19番
稚内市勤労青少年ホーム	稚内市大黒3丁目4番30号
稚内市青少年会館	稚内市恵比須2丁目2番22号
稚内市青少年科学館	稚内市ノシャップ2丁目2番16号
利尻富士町地域青少年会館	利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇141番の1
富良野市勤労青少年ホーム	富良野市春日町12番6号
羽幌町勤労青少年ホーム	苫前郡羽幌町南7条3丁目1番地
浜中町勤労青少年ホーム	厚岸郡浜中町霧多布東3条1丁目4番地
根室市青少年センター	根室市牧の内146番地の16
帯広市青少年科学館	帯広市字緑ヶ丘2番地
帯広市児童会館	帯広市字緑ヶ丘2番地
芽室町勤労青少年ホーム	河西郡芽室町東1条8丁目1番地
上士幌町青少年会館	河東郡上士幌町字上士幌東2線237番地
広尾町勤労青少年ホーム	広尾郡広尾町字野塚989番地
広尾町青少年研修センター	広尾郡広尾町公園通北2丁目51番地
北見市勤労青少年ホーム	北見市常盤町2丁目1番68号
北見市留辺蘂町青少年会館	北見市留辺蘂町宮下町114番地

遠軽町青少年会館	紋別郡遠軽町西町1丁目2番地11
網走市勤労青少年ホーム	網走市桂町2丁目1番3号
津別町児童館	網走郡津別町字幸町65番地1

4の事項を3の事項とする。